

大分市社会福祉協議会へ寄附をした際の所得税の寄附金控除について

(1) 概要

本会をはじめとする社会福祉法人等に対する寄附金（香典返し寄附金を含む）については、年間 2,000 円を超える場合に、寄附金控除として所得税の還付を受けることができます。

寄附金控除の方法として、「所得控除」と「税額控除」のいずれか有利な方式を選択することができます。

この制度は、社会福祉法人等の公益社団法人等に対する寄附金が対象となります。校区社協、地区社協、老人会や自治会などの任意団体に対する寄附は対象となりません。

(2) 寄附金控除される金額について

① 「所得控除」を選択した場合

「その年に支出した特定寄付金^{※2} - 2 千円 = 所得控除額」が、所得金額から控除されます。

② 「税額控除」を選択した場合

「(その年に支出した特定寄付金^{※2} - 2 千円) × 40% = 税額控除額^{※3}」を、所得税額から直接控除します。

※2 特定寄付金が、総所得金額等の 40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額

※3 控除対象額は、所得税額の 25%を限度とします。

例) 夫婦のみ世帯で年収 500 万の給与所得者が、10 万円寄付した場合
(所得税率 10%、所得税額 102,500 円のケース)

算定条件：夫婦 2 人世帯、課税所得 200 万

① 「所得控除」を選択した場合

寄附金額 10 万円 - 2 千円 = 所得控除額 98,000 円

所得控除額 98,000 円 × 所得税率 10% = 還付額 9,800 円^{※100 円未満切捨て}

② 「税額控除」を選択した場合

(寄附金額 10 万円 - 2 千円) × 40% = 税額控除額 39,200 円

→ 所得税額 102,500 円の 25%(25,625 円)が上限であるため

39,200 円 > 25,625 円 → 還付額 25,600 円^{※100 円未満切捨て}

※上記は平成 23 年 11 月時点での概算金額です。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

(3) 控除を受けるための手続き

控除を受けるためには、確定申告が必要となります。

企業・法人等で行う年末調整では申告出来ませんのでご注意ください。

【必要書類】

① 「領収書」 ※原則、再発行はできませんのでご了承ください

② 「税額控除の証明書」・・・税額控除を選択した場合のみ必要です。



お問い合わせ

大分市社会福祉協議会

総務課庶務係

電話 097-547-8154